

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和元年9月13日（金）

（案件名）

- ・ 令和元年度9月期交通安全対策特別交付金の額の決定について
（決裁案件）

○道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）

附 則

（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 （略）
- 二 都道府県及び市町村に対して交付すべき交付金を交付しようとするとき。

担 当

自治財政局 交付税課

柴田理事官（内23362）

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

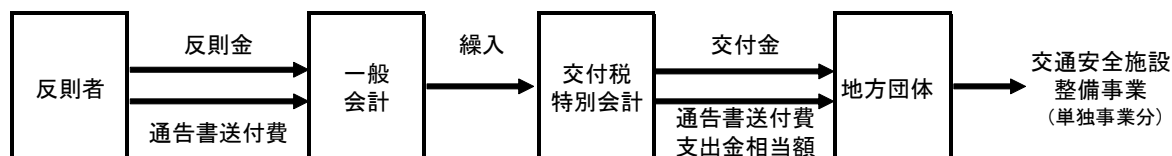
5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート



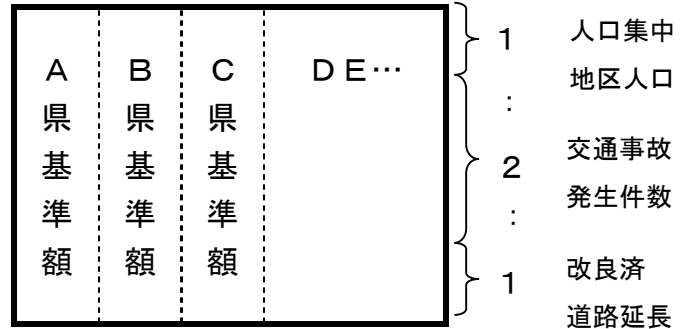
交通安全対策特別交付金の各団体ごとの交付額の算定方法

(交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条関係)

1 各都道府県ごとの基準額を算出

総額を、各都道府県の交通事故発生件数、人口集中地区人口(D I D人口)及び改良済道路延長の比率にウェイト付け(2:1:1)してあん分

全国総額



2 指定都市の基準額及び市町村交付額を算出

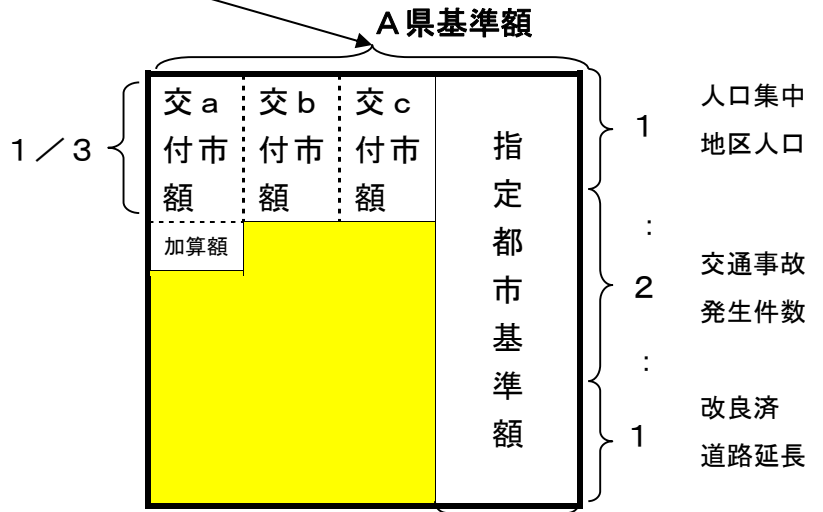
(1) 指定都市基準額

各都道府県基準額から上記1と同様のあん分方法により指定都市基準額を区分

(2) 市町村交付額

各都道府県基準額から当該都道府県区域内の指定都市基準額の合算額を控除した額の1/3を、上記1と同様のあん分方法により各市町村交付額を算出

なお、道路法に基づき特例的に一般国道又は都道府県道を管理する市町村には、別途算出する加算額を加えた額を交付額とする



※ 加算額の算出

各都道府県基準額から当該都道府県区域内の指定都市基準額の合算額を控除した額の5/12を、交通事故発生件数、D I D人口並びに一般国道及び都道府県道に係る改良済道路延長の比率にウェイト付け(2:1:1)して按分した額に、当該市町村が管理する一般国道又は都道府県道の延長に応じて算定した額

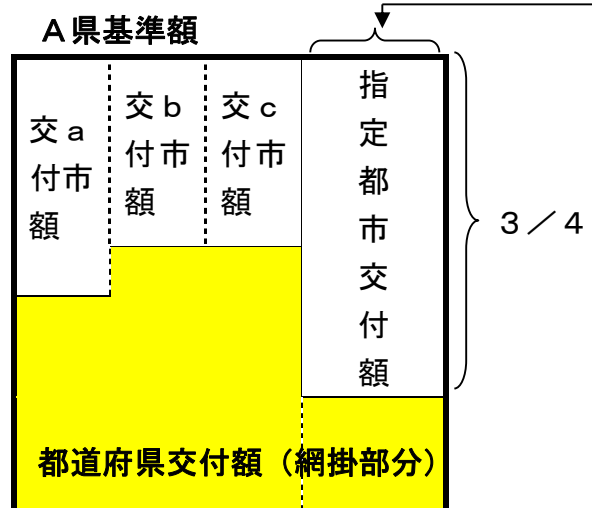
3 指定都市及び都道府県交付額を算出

(1) 指定都市交付額

指定都市基準額の3/4を指定都市の交付額とする

(2) 都道府県交付額

各都道府県基準額から各指定都市及び各市町村の交付額の合算額を控除した額を交付額とする



**交付税及び譲与税配付金特別会計交通安全対策特別交付金関係
歳入・歳出予算のしくみ(令和元年度)**

(単位：百万円)

歳 入 予 算	歳 入 予 算 額				65,875	
	前年度 剰余金	預託金 利子収入 (前年度2・3月分 ・4・5・1月分)	小切手 支払未済 金収入	交 通 反 則 者 納 金		
	9,056 (7,477)	2 (0)	0	56,817		
				31年4月～令和2年1月分 48,186 (17,925) …4月～7月分		令和2年2・3月分 8,631

歳 出 予 算	歳 出 予 算 額				57,244		翌 年 度 へ の 剰 余 金	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金				通 告 書 送 付 費 支 出 金	賠 償 償 還 及 払 戻 金		予 備 費
	56,762 (25,244)				399 (152)	33 (7)	50	8,631

※ () 書きは、9月期交付分に係る実績値である。

令和元年度交通安全対策特別交付金の交付概要

● 9月期交付の概要

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
9月期交付額	25,244	26,733	△ 1,489	△ 5.6
都道府県分	14,567	15,427	△ 861	△ 5.6
市町村分	10,677	11,306	△ 628	△ 5.6
交通反則金等	25,403	26,909	△ 1,506	△ 5.6
通告書送付費支出金等	159	176	△ 17	△ 9.7

※四捨五入のため端数処理により計算が合わない箇所がある。

- 交付団体数 1,568 団体
- 不交付団体数 220 団体

(参考) 交付総額 (9月期交付、3月期交付合計)

(単位：百万円、%)

区分	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
交付総額	51,058	55,344	△ 4,286	△ 7.7
都道府県分	29,465	31,962	△ 2,497	△ 7.8
市町村分	21,593	23,382	△ 1,789	△ 7.7

● 予算と交付総額の対比

- 交付総額 25,244,302 千円 (A)
- 予算額 56,762,694 千円 (B)
- 達成率 44.5 % (A)/(B)

令和元年度交通安全対策特別交付金決定額

区 分							団 体 数					
	令 和 元 年 度			平成30年度 9月期 (D)	対 前 年 度		交 付 団 体			不 交 付 団 体		
	9 月 期 (A)	3 月 期 (B)	計 (A)+(B) (C)		増 減 額 (G)-(D) (E)	増減率 (E)/(D)	元年度 (F)	30年度 (G)	増減数 (F)-(G)	元年度 (H)	30年度 (I)	増減数 (H)-(I)
千円	千円	千円	千円	千円	%							
都 道 府 県	14,566,967		14,566,967	15,427,482	△ 860,515	△ 5.6	47	47	0	0	0	0
市 町 村	10,677,335		10,677,335	11,305,637	△ 628,302	△ 5.6	1,521	1,540	△ 19	220	201	19
指 定 都 市	4,124,593		4,124,593	4,356,291	△ 231,698	△ 5.3	20	20	0	0	0	0
その他の都市	5,869,581		5,869,581	6,211,303	△ 341,722	△ 5.5	794	793	1	1	1	0
町 村	683,161		683,161	738,043	△ 54,882	△ 7.4	707	727	△ 20	219	200	19
合 計	25,244,302		25,244,302	26,733,119	△ 1,488,817	△ 5.6	1,568	1,587	△ 19	220	201	19

(注) その他の都市には、特別区を含む。

令和元年度9月期交通安全対策特別交付金交付額（対前年度比）

（単位：千円）

区分	都道府県分				市町村分			
	R01. 9月期	H30. 9月期	差額	伸び率(%)	R01. 9月期	H30. 9月期	差額	伸び率(%)
1 北海道	586,908	619,282	△ 32,374	△ 5.2	544,987	578,154	△ 33,167	△ 5.7
2 青森	159,057	170,997	△ 11,940	△ 7.0	77,939	84,091	△ 6,152	△ 7.3
3 岩手	176,843	187,667	△ 10,824	△ 5.8	87,698	93,235	△ 5,537	△ 5.9
4 宮城	217,964	232,991	△ 15,027	△ 6.4	241,699	254,812	△ 13,113	△ 5.1
5 秋田	141,821	151,523	△ 9,702	△ 6.4	70,031	74,747	△ 4,716	△ 6.3
6 山形	192,113	205,193	△ 13,080	△ 6.4	95,663	102,566	△ 6,903	△ 6.7
7 福島	268,153	287,451	△ 19,298	△ 6.7	131,259	141,490	△ 10,231	△ 7.2
8 茨城	356,203	380,432	△ 24,229	△ 6.4	178,676	190,828	△ 12,152	△ 6.4
9 栃木	234,763	248,447	△ 13,684	△ 5.5	117,366	124,201	△ 6,835	△ 5.5
10 群馬	380,380	389,436	△ 9,056	△ 2.3	189,906	194,417	△ 4,511	△ 2.3
11 埼玉	808,562	854,200	△ 45,638	△ 5.3	533,858	565,435	△ 31,577	△ 5.6
12 千葉	625,970	645,819	△ 19,849	△ 3.1	415,557	428,244	△ 12,687	△ 3.0
13 東京	1,352,280	1,384,947	△ 32,667	△ 2.4	675,454	691,734	△ 16,280	△ 2.4
14 神奈川	639,773	658,880	△ 19,107	△ 2.9	896,522	923,059	△ 26,537	△ 2.9
15 新潟	201,775	217,146	△ 15,371	△ 7.1	197,130	209,722	△ 12,592	△ 6.0
16 富山	136,964	146,557	△ 9,593	△ 6.5	68,267	73,057	△ 4,790	△ 6.6
17 石川	138,702	150,783	△ 12,081	△ 8.0	68,978	75,376	△ 6,398	△ 8.5
18 福井	88,790	96,054	△ 7,264	△ 7.6	44,206	47,814	△ 3,608	△ 7.5
19 山梨	125,866	134,890	△ 9,024	△ 6.7	61,765	66,258	△ 4,493	△ 6.8
20 長野	318,838	335,933	△ 17,095	△ 5.1	153,932	163,640	△ 9,708	△ 5.9
21 岐阜	236,936	259,953	△ 23,017	△ 8.9	117,365	128,877	△ 11,512	△ 8.9
22 静岡	568,551	593,476	△ 24,925	△ 4.2	600,004	625,831	△ 25,827	△ 4.1
23 愛知	949,727	1,008,667	△ 58,940	△ 5.8	793,851	847,122	△ 53,271	△ 6.3
24 三重	208,223	225,872	△ 17,649	△ 7.8	104,615	113,498	△ 8,883	△ 7.8
25 滋賀	163,745	176,993	△ 13,248	△ 7.5	81,856	88,482	△ 6,626	△ 7.5
26 京都	187,640	205,591	△ 17,951	△ 8.7	232,322	252,016	△ 19,694	△ 7.8
27 大阪	858,407	895,483	△ 37,076	△ 4.1	864,128	903,751	△ 39,623	△ 4.4
28 兵庫	685,901	715,901	△ 30,000	△ 4.2	537,266	562,506	△ 25,240	△ 4.5
29 奈良	157,737	165,835	△ 8,098	△ 4.9	75,671	79,302	△ 3,631	△ 4.6
30 和歌山	102,004	110,108	△ 8,104	△ 7.4	49,298	53,528	△ 4,230	△ 7.9
31 鳥取	63,940	67,258	△ 3,318	△ 4.9	29,961	31,925	△ 1,964	△ 6.2
32 島根	89,796	95,992	△ 6,196	△ 6.5	43,883	47,373	△ 3,490	△ 7.4
33 岡山	188,301	212,318	△ 24,017	△ 11.3	194,770	221,297	△ 26,527	△ 12.0
34 広島	254,566	277,743	△ 23,177	△ 8.3	257,305	277,533	△ 20,228	△ 7.3
35 山口	173,634	190,514	△ 16,880	△ 8.9	86,342	94,741	△ 8,399	△ 8.9
36 徳島	109,016	118,189	△ 9,173	△ 7.8	53,623	58,100	△ 4,477	△ 7.7
37 香川	157,906	174,332	△ 16,426	△ 9.4	78,859	87,053	△ 8,194	△ 9.4
38 愛媛	162,713	176,309	△ 13,596	△ 7.7	81,129	87,881	△ 6,752	△ 7.7
39 高知	87,809	95,619	△ 7,810	△ 8.2	41,350	45,315	△ 3,965	△ 8.7
40 福岡	663,955	709,456	△ 45,501	△ 6.4	738,487	789,052	△ 50,565	△ 6.4
41 佐賀	173,942	194,299	△ 20,357	△ 10.5	86,956	97,132	△ 10,176	△ 10.5
42 長崎	179,665	192,614	△ 12,949	△ 6.7	89,721	96,183	△ 6,462	△ 6.7
43 熊本	162,305	174,352	△ 12,047	△ 6.9	177,164	191,313	△ 14,149	△ 7.4
44 大分	165,507	178,129	△ 12,622	△ 7.1	82,700	89,009	△ 6,309	△ 7.1
45 宮崎	237,643	255,044	△ 17,401	△ 6.8	118,143	126,775	△ 8,632	△ 6.8
46 鹿児島	255,621	276,866	△ 21,245	△ 7.7	126,669	137,593	△ 10,924	△ 7.9
47 沖縄	170,052	181,941	△ 11,889	△ 6.5	83,004	89,569	△ 6,565	△ 7.3
合計	14,566,967	15,427,482	△ 860,515	△ 5.6	10,677,335	11,305,637	△ 628,302	△ 5.6

(参考)

交通事故発生件数の状況

区分	H28	H29	H30	H30	H30	R01	R01	シェア増減 G-E	シェア増減率 H/E
	A	B	C	算定基礎数値 (A+B)/2	全国シェア E	算定基礎数値 (B+C)/2	全国シェア G		
	件	件	件	件	%	件	%	%	%
1 北海道	11,329	10,815	9,931	11,072	2.28	10,373	2.30	0.02	0.88
2 青森	3,740	3,258	2,966	3,499	0.72	3,112	0.69	△ 0.03	△ 4.17
3 岩手	2,373	2,231	1,982	2,302	0.47	2,107	0.47	0.00	0.00
4 宮城	7,986	7,491	6,815	7,739	1.59	7,153	1.58	△ 0.01	△ 0.63
5 秋田	2,177	2,034	1,784	2,106	0.43	1,909	0.42	△ 0.01	△ 2.33
6 山形	6,136	5,816	5,097	5,976	1.23	5,457	1.21	△ 0.02	△ 1.63
7 福島	5,802	5,588	4,592	5,695	1.17	5,090	1.13	△ 0.04	△ 3.42
8 茨城	10,455	9,679	8,682	10,067	2.07	9,181	2.03	△ 0.04	△ 1.93
9 栃木	5,484	4,865	4,764	5,175	1.07	4,815	1.07	0.00	0.00
10 群馬	13,574	12,745	13,087	13,160	2.71	12,916	2.86	0.15	5.54
11 埼玉	27,816	26,276	24,123	27,046	5.57	25,200	5.58	0.01	0.18
12 千葉	18,022	18,030	17,374	18,026	3.71	17,702	3.92	0.21	5.66
13 東京	32,412	32,763	32,590	32,588	6.71	32,677	7.24	0.53	7.90
14 神奈川	27,091	28,540	26,212	27,816	5.73	27,376	6.07	0.34	5.93
15 新潟	4,694	4,304	3,799	4,499	0.93	4,052	0.90	△ 0.03	△ 3.23
16 富山	3,466	3,238	2,839	3,352	0.69	3,039	0.67	△ 0.02	△ 2.90
17 石川	3,541	3,198	2,642	3,370	0.69	2,920	0.65	△ 0.04	△ 5.80
18 福井	1,847	1,549	1,398	1,698	0.35	1,474	0.33	△ 0.02	△ 5.71
19 山梨	4,337	4,195	3,562	4,266	0.88	3,879	0.86	△ 0.02	△ 2.27
20 長野	8,298	7,949	7,250	8,124	1.67	7,600	1.68	0.01	0.60
21 岐阜	6,646	5,648	4,860	6,147	1.27	5,254	1.16	△ 0.11	△ 8.66
22 静岡	31,518	30,244	28,402	30,881	6.36	29,323	6.50	0.14	2.20
23 愛知	41,551	39,115	35,258	40,333	8.30	37,187	8.24	△ 0.06	△ 0.72
24 三重	6,038	5,441	4,687	5,740	1.18	5,064	1.12	△ 0.06	△ 5.08
25 滋賀	5,294	4,876	4,212	5,085	1.05	4,544	1.01	△ 0.04	△ 3.81
26 京都	8,087	7,145	6,142	7,616	1.57	6,644	1.47	△ 0.10	△ 6.37
27 大阪	37,920	35,997	34,382	36,959	7.61	35,190	7.80	0.19	2.50
28 兵庫	27,340	26,791	24,667	27,066	5.57	25,729	5.70	0.13	2.33
29 奈良	4,507	4,460	4,016	4,484	0.92	4,238	0.94	0.02	2.17
30 和歌山	2,914	2,591	2,270	2,753	0.57	2,431	0.54	△ 0.03	△ 5.26
31 鳥取	987	965	869	976	0.20	917	0.20	0.00	0.00
32 島根	1,314	1,282	1,023	1,298	0.27	1,153	0.26	△ 0.01	△ 3.70
33 岡山	8,930	7,220	5,902	8,075	1.66	6,561	1.45	△ 0.21	△ 12.65
34 広島	9,763	8,884	7,582	9,324	1.92	8,233	1.82	△ 0.10	△ 5.21
35 山口	5,401	4,918	4,010	5,160	1.06	4,464	0.99	△ 0.07	△ 6.60
36 徳島	3,579	3,151	2,809	3,365	0.69	2,980	0.66	△ 0.03	△ 4.35
37 香川	6,790	6,126	5,168	6,458	1.33	5,647	1.25	△ 0.08	△ 6.02
38 愛媛	4,497	4,097	3,487	4,297	0.88	3,792	0.84	△ 0.04	△ 4.55
39 高知	2,193	1,790	1,613	1,992	0.41	1,702	0.38	△ 0.03	△ 7.32
40 福岡	37,308	34,862	31,279	36,085	7.43	33,071	7.33	△ 0.10	△ 1.35
41 佐賀	7,783	6,765	5,725	7,274	1.50	6,245	1.38	△ 0.12	△ 8.00
42 長崎	5,652	5,291	4,641	5,472	1.13	4,966	1.10	△ 0.03	△ 2.65
43 熊本	6,151	5,786	4,784	5,969	1.23	5,285	1.17	△ 0.06	△ 4.88
44 大分	4,478	4,131	3,610	4,305	0.89	3,871	0.86	△ 0.03	△ 3.37
45 宮崎	9,015	8,293	7,446	8,654	1.78	7,870	1.74	△ 0.04	△ 2.25
46 鹿児島	7,474	6,564	5,833	7,019	1.45	6,199	1.37	△ 0.08	△ 5.52
47 沖縄	5,491	5,168	4,401	5,330	1.10	4,785	1.06	△ 0.04	△ 3.64
合計	499,201	472,165	430,567	485,683	100	451,366	100	-	-

(昭和三十五年六月二十五日法律第百五号)

最終改正：平成二七年九月三〇日法律第七六号

附 則 抄

(交通安全対策特別交付金)

第十六条 国は、当分の間、交通安全対策の一環として、道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものに充てるため、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の額は、第二百二十八条第一項（第百三十条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により納付された反則金（第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」という。）に係る収入額に相当する金額に当該金額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額（次項第一号及び附則第十八条第一項において「反則金収入相当額等」という。）から次の各号に掲げる額の合算額を控除した額とする。

一 第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

二 第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用（次項第二号ロ及び附則第十九条において「通告書送付費」という。）に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額（第二号に掲げる額を限度とする。）に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

(交付の基準)

第十七条 都道府県及び市町村ごとの交付金の額は、当該都道府県及び市町村の区域における交通事故の発生件数、人口の集中度その他の事情を考慮して政令で定めるところにより算定した額とする。

(交付の時期及び交付時期ごとの交付額)

第十八条 交付金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
九月	前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（附則第十六条第三項第二号に掲げる額に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額（以下この表において「交付金見込額」という。）を限度とする。）を基礎として政令で定める額
三月	当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）を基礎として政令で定める額

2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額を超えて交付した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(通告書送付費支出金の支出)

第十九条 国は、通告書送付費支出金として、各都道府県ごとの通告書送付費に係る支出額を考慮して政令で定めるところにより、通告書送付費支出金相当額を都道府県に支出する。

(主務大臣等)

第二十条 附則第十六条から第十八条までの規定による交付金に関する事務は総務大臣が、前条の規定による通告書送付費支出金に関する事務は内閣総理大臣が行う。

2 前項の規定により内閣総理大臣が行うものとされる事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第二十一条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 附則第十七条の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 都道府県及び市町村に対して交付すべき交付金を交付しようとするとき。

道路法(抄)

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

最終改正:平成二十九年六月二日法律第四十五号

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(国道の新設又は改築)

第十二条 国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

2 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を当該部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。

3 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わつて自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

4 第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う場合において、その行おうとする国道の修繕又は災害復旧に関する工事が都道府県の区域の境界に係るときは、関係都道府県は、あらかじめ修繕又は災害復旧に関する工事の設計及び実施計画について協議しなければならない。

5 第七条第五項及び第六項前段の規定は、前項の規定による協議が成立しない場合について準用する。

6 前項において準用する第七条第五項及び第六項前段の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定による協議が成立したものとみなす。

第十四条 削除

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合においては、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。
- 3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合において、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合においては、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。
- 5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合(前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。)においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

(管理の特例)

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

- 2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うこととされているもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 3 町村は、第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。
- 4 指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築のうち、歩道の新設、改築、維持又は修繕その他の政令で定めるものであつて第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定により都道府県が行うこととされているもの(前三項の規定により指定市、指定市以外の市又は町村が行うこととされているものを除く。第二十七条第二項において「歩道の新設等」という。)を都道府県に代わつて行うことが適当であると認められる場合においては、第十二条ただし書、第十三条第一項、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

- 5 指定市以外の市町村は、前三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の全部又は一部を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道(地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。)を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事(高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。)を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。
- 7 第一項から第四項まで及び前項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

交通安全対策特別交付金等に関する政令

(昭和五十八年五月十六日政令第百四号)

最終改正：平成二六年三月二八日政令第九二号

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十一条及び第二十二条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

(法附則第十六条第一項の政令で定める費用)

第一条 道路交通法（以下「法」という。）附則第十六条第一項に規定する道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる費用（当該費用につき国の補助を受けた場合にあつては、当該補助に係る費用を除く。）とする。

一 都道府県公安委員会（法第百十四条の規定により道公安委員会の権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。第五号において同じ。）による次に掲げる施設の設置に要する費用

イ 信号機、道路標識又は道路標示

ロ 交通管制センター（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和三十九年法律第四十五号）第二条第三項第一号ロに規定する交通管制センターをいう。）

二 地方公共団体による次に掲げる施設の設置でその管理する道路（道路法（昭和三十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路及び法第二条第一項第一号に規定する道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）で総務大臣が関係行政機関の長と協議して定める基準に該当するものをいう。以下この条において同じ。）に係るものに要する費用

イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）

ロ 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、他の車両の速度よりも遅い速度で進行している車両を分離して通行させることを目的とする車線（登坂車線を含む。）、中央帯、主として車両の停車の用に供することを目的とする道路の部分、待避所、路肩の改良若しくは視距を延長するための道路の改築により設けられる施設、道路標示若しくは区画線によつて区画された歩行者の用に供する道路の部分の路肩の整備により設けられる施設又は歩道、自転車道若しくは自転車歩行者道を有しない道路において自動車を減速させて歩行者若しくは自転車の安全な通行を確保するために行う路面の凸部の設置若しくは自動車の通行の用に供する部分の幅員の縮小により設けられる施設で、緊急に交通の安全を確保する必要がある小区間において設置されるもの

ハ 交差点又はその付近における突角の切取り若しくは車道の拡幅により設けられる施設又は交通島

ニ 道路が鉄道（新設軌道を含む。）と交差する場合におけるその交差している道路の部分の舗装、拡幅又は勾配若しくは交差角の改良により設けられる施設

ホ 道路標識、さく、街灯、道路情報提供装置、道路上の若しくは道路に接する自動車駐車場、視線誘導標、他の車両若しくは歩行者を確認するための鏡（第六号において「道路反射鏡」という。）、地点標、区画線又は道路に接する自転車駐車場で、安全な交通を確保するためのもの

三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項の救急自動車の設置に要する費用

四 地方公共団体による交通安全教育の用に供する施設の設置に要する費用

五 都道府県公安委員会による道路標示の補修に要する費用

六 地方公共団体による道路反射鏡又は区画線の補修でその管理する道路に係るものに要する費用

（通告書送付費支出金相当額）

第二条 法附則第十六条第二項第二号に規定する通告書送付費支出金相当額（以下「通告書送付費支出金相当額」という。）は、当該年度の前年度の二月から当該年度の一月までの期間に各都道府県が法第二百二十七条第一項 後段に規定する通告書の送付に要する費用（第十条において「通告書送付費」という。）として支出した金額の合算額に、当該年度の前々年度における各都道府県ごとの法第二百二十八条第一項の規定による反則金（法第二百二十七条第一項 後段の規定による通告に係るものに限る。）の納付の件数の合計数の当該前々年度における各都道府県ごとの法第二百二十七条第一項 後段の規定による通告の件数の合計数に対する割合を乗じて得た額とする。

第三条 削除

（交付金の額）

第四条 毎年度、法附則第十八条第一項の交付時期（以下「交付時期」という。）ごとに

各都道府県に交付すべき交通安全対策特別交付金（以下「交付金」という。）の額は、当該都道府県の都道府県基準額から当該都道府県の区域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村について次項から第五項までの規定により算定した額（第六項の規定により交付金を交付しないこととされる市町村に係る額を除く。）の合算額を控除した額とする。

2 毎年度、交付時期ごとに各指定都市に交付すべき交付金の額は、当該指定都市の指定都市基準額に四分の三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 毎年度、交付時期ごとに指定都市以外の各市町村に交付すべき交付金の額は、次の式によつて算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（関係都道府県の都道府県基準額－関係都道府県の区域内の指定都市の指定都市基準額の合算額） $\times 1 \div 3 \times$ （当該市町村における交通事故の発生件数 \div 関係都道府県の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数 $\times 2 \div 4 +$ 当該市町村の人口集中地区人口 \div 関係都道府県の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数 $\times 1 \div 4 +$ 当該市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長 \div 関係都道府県の指定都市以外の市町村が管理する市町村道に係る改良済道路の延長の合計 $\times 1 \div 4$ ）

4 前項の規定にかかわらず、道路法第十七条第二項（同法第十二条 ただし書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定により一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。以下この項において同じ。）若しくは都道府県道の管理を行う市又は同法第十七条第三項の規定により都道府県道の管理を行う町村に毎年度交付時期ごとに交付すべき交付金の額は、当該市町村について前項の規定により算定した額に次の式によつて算定した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（（関係都道府県の都道府県基準額）－（関係都道府県の区域内の指定都市の指定都市基準額の合算額）） $\times 5 \div 12 \times$ （（当該市町村における交通事故の発生件数） \div （関係都道府県の指定都市以外の市町村における交通事故の発生件数の合計数）） $\times 2 \div 4 +$ （（当該市町村の人口集中地区人口） \div （関係都道府県の指定都市以外の市町村の人口集中地区人口の合計数）） $\times 1 \div 4 +$ （（当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長） \div （関係都道府県の指定都市以外の市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長の合計）） $\times 1 \div 4$ ） \times （（当該市が道路法第十七条第二項の規定により管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長又は当該町村が同条第三項の規定により管理する都道府県道に係る改良済道路の延長） \div （当該市町村の区域内の一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長））

5 前各項において、次の各号に掲げる額は、当該各号に定めるところによる。

一 都道府県基準額 各都道府県ごとに次の式によつて算定するものとする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとし、当該切り捨てた端数金額の合算額は、その算定された都道府県基準額が最も少額である都道府県の都道府県基準額に加算する。

交付時期ごとの交付金の総額×{(当該都道府県における交通事故の発生件数÷全国の交通事故の発生件数)×(2÷4)+(当該都道府県の人口集中地区人口÷全国の人口集中地区人口)×(1÷4)+(当該都道府県の区域内の改良済道路の延長÷全国の改良済道路の延長)×(1÷4)}

二 指定都市基準額 各指定都市ごとに次の式によつて算定するものとする。関係都道府県の都道府県基準額×{(当該指定都市における交通事故の発生件数)÷(関係都道府県における交通事故の発生件数)×(2÷4)+(当該指定都市の人口集中地区人口)÷(関係都道府県の人口集中地区人口)×(1÷4)+(当該指定都市の区域内の改良済道路の延長)÷(関係都道府県の区域内の改良済道路の延長)×(1÷4)}

6 第二項から前項までの規定により市町村に交付すべき交付金の額を算定する場合において、当該年度の九月に交付すべき交付金の額が二十五万円に満たないこととなる市町村があるときは、当該年度においては、当該市町村に対しては、交付金を交付しない。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 指定都市 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。

二 関係都道府県 当該市町村を包括する都道府県をいう。

三 交通事故の発生件数 当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した法第二条第一項第十七号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの二分の一に相当する数値をいう。

四 人口集中地区人口 最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

五 改良済道路 当該年度の初日の属する年の前年の四月一日以前において道路法第十八条第二項の規定による供用の開始があつた道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものをいう。

8 第三項から第五項までの改良済道路の延長は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

(交付時期ごとの交付金の額)

第五条 毎年度九月に交付すべき法附則第十八条第一項に規定する政令で定める額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から、第三号から第五号までに掲げる額の合算額を控除した額（同項の表九月の項に規定する交付金見込額（次項において「交付金見込額」という。）を限度とする。）とする。

一 前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等（法附則第十六条第二項に規定する反則金収入相当額等をいう。次項第一号において同じ。）

二 前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額

三 前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

四 通告書送付費支出金相当額のうち第十一条の規定により当該年度の九月に支出される額に相当する額

五 前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る過誤納に係る反則金等（法附則第十六条第二項に規定する反則金等をいう。次項第四号において同じ。）の返還金に相当する額

2 毎年度三月に交付すべき法附則第十八条第一項に規定する政令で定める額は、第一号に掲げる額から、第二号から第四号までに掲げる額の合算額を控除した額（交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする。）とする。

一 当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等

二 当該年度の八月から一月までの期間に係る法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

三 通告書送付費支出金相当額のうち第十一条の規定により当該年度の三月に支出される額に相当する額

四 当該年度の八月から一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当す

る額

3 前二項の規定により算定した各交付時期に交付すべき交付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとし、当該切り捨てた端数金額は、次の交付時期に交付すべき交付金の額に加算する。

(交付金の額の算定に用いる資料の提出)

第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、交付金の額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。

(交付金の額の通知)

第七条 総務大臣は、交付時期ごとに各都道府県及び市町村に交付すべき交付金の額を、毎年度、九月中及び三月中に決定し、当該都道府県及び市町村に通知しなければならない。

(交付金の額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 総務大臣は、交付金を都道府県又は市町村に交付した後において、その交付した交付金の額の算定に錯誤があつたため、その交付した交付金の額を増加し又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該錯誤があつたことを発見した日以後最初に到来する交付時期において、当該増加し又は減少すべき額をその交付すべき交付金の額に加算し、又はその交付すべき交付金の額から減額するものとする。ただし、当該交付時期において加算し又は減額することができない額があるときは、当該額を当該交付時期後の交付時期において加算し、又は減額することができる。

(廃置分合又は境界変更があつた場合の措置)

第九条 市町村の廃置分合又は境界変更（都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたための都道府県の境界変更を含む。以下この条において同じ。）があつた場合においては、第四条第七項第三号に規定する交通事故の発生件数の算定の基礎として用いる交通事故の発生した年又は同項第四号に規定する人口集中地区人口の算定の基礎として用いる国勢調査の行われた年のいずれか早い年において既に当該市町村の廃置分合又は境界変更があつたものとみなして、同条第一項から第六項までの規定により算定した交付金の額を当該都道府県又は市町村に交付する。

(支出金の支出の基準)

第十条 法附則第十九条の規定による通告書送付費支出金（以下「支出金」という。）の各都道府県ごとの額は、通告書送付費支出金相当額に、当該都道府県が当該年度の前年度の二月から当該年度の一月までの期間に通告書送付費として支出した金額の各都道府県が当該期間に通告書送付費として支出した金額の合算額に対する割合を乗じて得た額とする。

(支出金の支出時期及び支出時期ごとの支出額)

第十一条 支出金は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を支出する。

支出時期 支出時期ごとに支出すべき額

九月 前年度の二月から当該年度の七月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

三月 当該年度の八月から一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額

2 前項に規定する各支出時期ごとに支出することができなかつた金額があるとき、又は各支出時期において支出すべき額を超えて支出した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の支出時期に支出すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(支出金の額の算定に用いる資料の提出)

第十二条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、支出金の額の算定に用いる資料の提出を求めることができる。

(支出金の額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第十三条 内閣総理大臣は、支出金を都道府県に支出した後において、その支出した支出金の額の算定に錯誤があつたため、その支出した支出金の額を増加し又は減少する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後最初に到来する支出時期において、当該増加し又は減少すべき額をその支出すべき支出金の額に加算し、又はその支出すべき支出金の額から減額するものとする。

(支出金に関する事務の委任)

第十四条 法附則第二十条第一項の規定により内閣総理大臣が行うものとされる事務は、警察庁長官に委任する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の交付金及び支出金から適用する。

(交通安全対策特別交付金に関する政令の廃止)

第二条 交通安全対策特別交付金に関する政令（昭和四十三年政令第六十六号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 昭和五十八年度に限り、第二条及び第十一条中「当該年度の前年度の三月及び当該年度」とあり、並びに第十二条第一項の表九月の項中「前年度の三月及び当該年度」とあるのは、「当該年度」とする。

(警察法施行令の一部改正)

第四条 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。

(国の補助に関する特例)

24 道路交通法附則第十六条第一項の規定により交通安全対策特別交付金が都道府県に交付される間、第三条第一項の規定にかかわらず、同法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）及び同法第二百二十九条第一項の規定による反則金及び反則金に相当する金額の納付に係る都道府県警察に要する経費は、第三条第一項の国がその一部を補助する経費には含まれないものとする。

(道路交通法施行令の一部改正)

第五条 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

(道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六条 道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和四十三年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

附 則 （昭和六一年三月三十一日政令第六四号） 抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月一三日政令第三八号）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年八月六日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条第二号及び第四号の規定は、平成三年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。

附 則 （平成八年八月三〇日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第一条第二号の規定は、平成八年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。

附 則 （平成一一年一〇月一四日政令第三二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年六月七日政令第三〇四号） 抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一八日政令第三八五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年三月三十一日政令第一六三号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日政令第一九五号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる交通安全対策特別交付金については、改正前の交通安全対策特別交付金等に関する政令第十条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成一六年十一月八日政令第三四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。ただし、第九十二条第五項及び第六項の改正規定、第一百七十八条第四項の改正規定並びに次条から附則第四条まで並びに附則第六条及び第七条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年八月三日政令第二三六号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、平成十九年度分の交通安全対策特別交付金から適用する。

附 則 （平成二三年十一月二八日政令第三六一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関

係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第四条の規定による改正後の交通安全対策特別交付金等に関する政令第四条の規定は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

附 則 （平成二六年三月二八日政令第九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 平成二十六年度の交通安全対策特別交付金に限り、第九条の規定による改正後の交通安全対策特別交付金等に関する政令第二条中「二月」とあるのは「三月」と、同令第五条第一項中「及び第二号に掲げる額の合算額」とあるのは「に掲げる額」と、「同項」とあるのは「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第七十六号）附則第二十六条の規定により読み替えられた同項」と、「二月」とあるのは「三月」と、同令第十条及び第十一条第一項の表九月の項中「二月」とあるのは「三月」とする。